

# 会津若松市はぴ福なび登録料負担金事務取扱要綱

(令和7年5月21日決裁)

(趣旨)

第1条 この要綱は、本市在住の結婚を希望する独身者の出会いを支援し、未婚化・晩婚化の解消により本市における少子化対策の推進を図ることを目的として、公益財団法人福島県青少年育成・男女共生推進機構（以下「機構」という。）が運営するふくしま結婚・子育て応援センターの結婚マッチングシステム「はぴ福なび」（以下「はぴ福なび」という。）に入会するための登録料（以下「はぴ福なび登録料」という。）に相当する額を本市が負担すること（以下、「登録料負担」という。）に関して、必要な事項を定めるものとする。

(対象者)

第2条 登録料負担の対象となる者（以下「対象者」という。）は、次のいずれにも該当する者とする。

- (1) 登録料負担の申請日時点において本市に住所を有する者
- (2) 登録料負担の申請日時点の年齢が39歳以下の独身者
- (3) 登録料負担の申請日時点において退会していない者（再入会、更新を含む。）
- (4) 登録を希望する者本人であること
- (5) 会津若松市暴力団排除条例（平成24年会津若松市条例第4号）第2条に規定する暴力団、暴力団員及び暴力団員等に該当していない者
- (6) 過去に本市からはぴ福なび登録料に係る金銭的支援を受けたことのない者
- (7) 市税（市県民税、固定資産税、軽自動車税及び国民健康保険税）を滞納していない者
- (8) その他市長が対象者として不相当と認めた者でない者

(負担金額)

第3条 市が負担する金額は、はぴ福なび登録料（再入会登録料、更新料を含む。）として、必要な額とし、対象者1人当たり1万円を上限とする。

(申請)

第4条 登録料負担を希望する対象者は、会津若松市はぴ福なび登録料負担金申請書兼納付状況等調査同意書（第1号様式）に個人情報の提供に関する同意書（第2号様式）を添えて市長に提出するものとする。

2 前項に掲げる書類を提出した対象者は、はぴ福なび登録料の受領を機構に委任したものとみなす。

(負担金の請求)

第5条 機構は、前条に定める申請があったときは、市が負担するはぴ福なび登録料相当額を四半期ごとにとりまとめ、各四半期の終わりの月の翌月10日までにはぴ福なび登録料負担金請求書（第3号様式）を市長に提出するものとする。

(負担金の支払)

第6条 市長は、前条の規定により機構から請求があったときは、内容を審査した上で登録料負担金を支払うものとする。

(負担金の返還)

第7条 市長は、市がはぴ福なび登録料を負担した対象者にはぴ福なびの登録に関し、偽りその他

不正行為が認められたときは、当該対象者に係る負担金に相当する額を機構に返還させることができる。この場合において、当該対象者は、当該登録料を機構に支払わなければならない。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、登録料負担等について必要な事項は市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、決裁の日から施行し、令和7年4月1日以降にはび福なびに登録する対象者について適用する。

(会津若松市婚活支援事業補助金交付要綱の廃止)

2 会津若松市婚活支援事業補助金交付要綱（令和5年3月31日決裁）は、廃止する。